

論点 1 関連

【論点】

- 1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等【総論】
 - (1) 新たな制度の位置付け（目的、基本的枠組み）
 - (2) 特定技能制度の位置付け（変更の適否を含む。）
 - (3) 新たな制度と特定技能制度の関係性（技能水準、 家族帯同の在り方等両制度の在留資格制度全体における位置付けを含む。）
 - (4) 企業単独型技能実習等の取扱い

資料目次

・外国人労働者の受入れの政府方針	P. 1
・技能実習制度及び特定技能制度の沿革	P. 2
・技能実習と特定技能の制度比較(概要)	P. 3
・技能実習制度の現状	P. 4
・特定技能在留外国人数	P. 5
・就労可能な在留資格の外国人の家族帯同	P. 7
・家族帯同に関する意見の概要	P. 8
・企業単独型技能実習の受入れ事例	P. 9
・企業単独型技能実習における実習計画認定の取消し事例	P. 10
・技能実習生の失踪状況(企業単独型)	P. 11
・技能実習生の失踪状況(団体監理型)	P. 12
・技能実習生の失踪状況(全体)	P. 13

現在の基本的な考え方

① 専門的・技術的 分野の外国人

積極的に受入れ

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

② 上記以外の 分野の外国人

様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

特定技能外国人（1号）受入れの考え方

専門的・技術的分野（上記①）を拡充

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており（中略）設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるもの（※）として、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。（経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018（閣議決定））（※）外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。

技能実習制度及び特定技能制度の沿革

●昭和57年 企業単独型開始(最大1年)【昭和56年改正法施行】

産業界の要請を受け、在留資格「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を修得しようとする者」を創設

1年目

法4条1項
6号の2

●平成2年 団体監理型開始(最大1年)【平成元年改正法施行】

在留資格の全面見直しに際し「研修」の在留資格を創設
従来の企業単独型に加え、団体監理型を開始

研修

●平成5年 技能実習制度の創設【法務省告示】

→「研修」1年+「特定活動(技能実習)」1年で最大2年間
※ 1年の研修修了者が実践的な技能等を修得する機会

研修

特定活動
(技能実習)

●平成9年 技能実習期間を延長(最大3年に)【法務省告示改正】

「特定活動(技能実習)」の在留期間を最大1年から最大2年へ

平成11年 受入れガイドライン策定／不正行為類型を明示【局長通達】
受入れ停止期間は一律3年

研修

特定活動
(技能実習)

●平成22年 在留資格「技能実習」創設【平成21年改正法施行】

→「技能実習1号」(1年)+「技能実習2号」(2年)
※ 一部で実質的に低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払等も発生していたこと等を踏まえ、1年目から雇用契約を締結させ、労働法令を適用
不正行為類型ごとに1～5年間の受入停止期間を規定【基準省令】

技能
実習
(1号)

技能実習
(2号)

●平成29年 技能実習法の施行

→「技能実習1号」(1年)+「技能実習2号」(2年)+「技能実習3号」(2年)

技能実習計画の認定制、監理団体の許可制

技能
実習
(1号)

技能実習
(2号)

技能実習
(3号)

●平成31年 在留資格「特定技能」創設

中小・小規模事業者を始めとする深刻な人手不足分野における対応
→「技能実習」5年+「特定技能1号」5年で最大10年へ
※ 特定技能1号(最長5年)、特定技能2号(在留可能な期間の上限なし)
技能実習2号良好修了者は試験免除での移行も可能

技能
実習
(1号)

技能実習
(2号)

技能実習(3号)

特定技能(1号)

特定技能(1号)

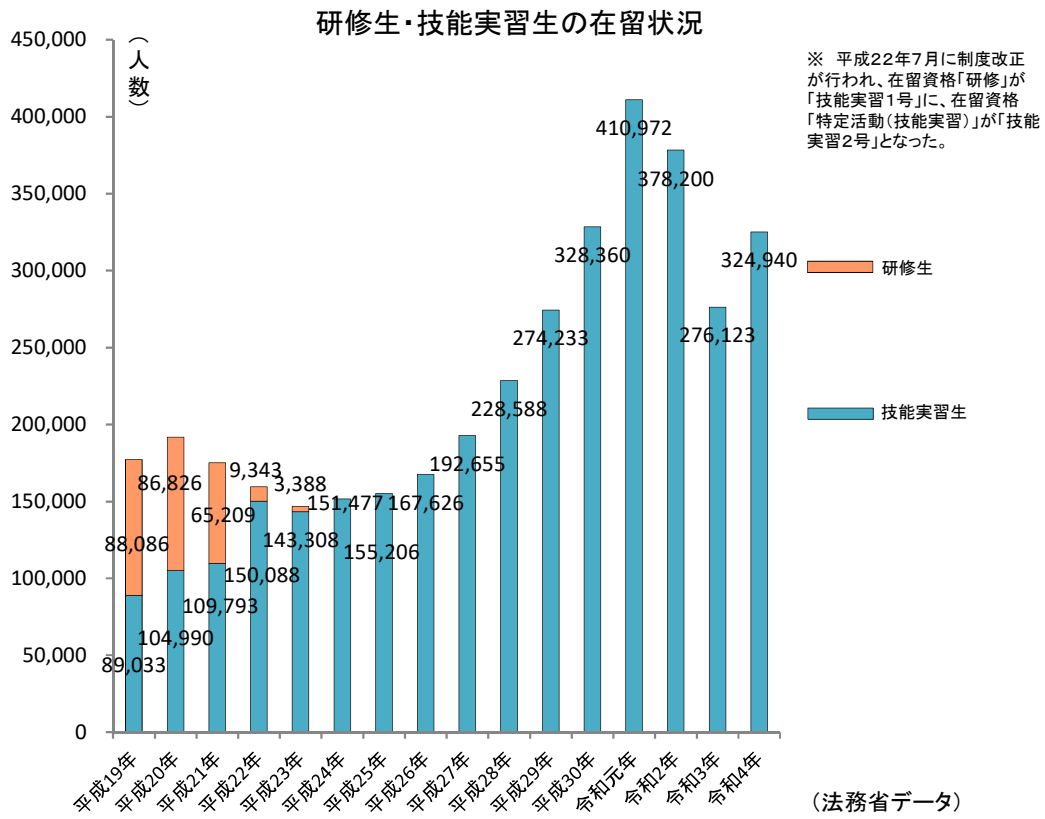
特定技能(1号)

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

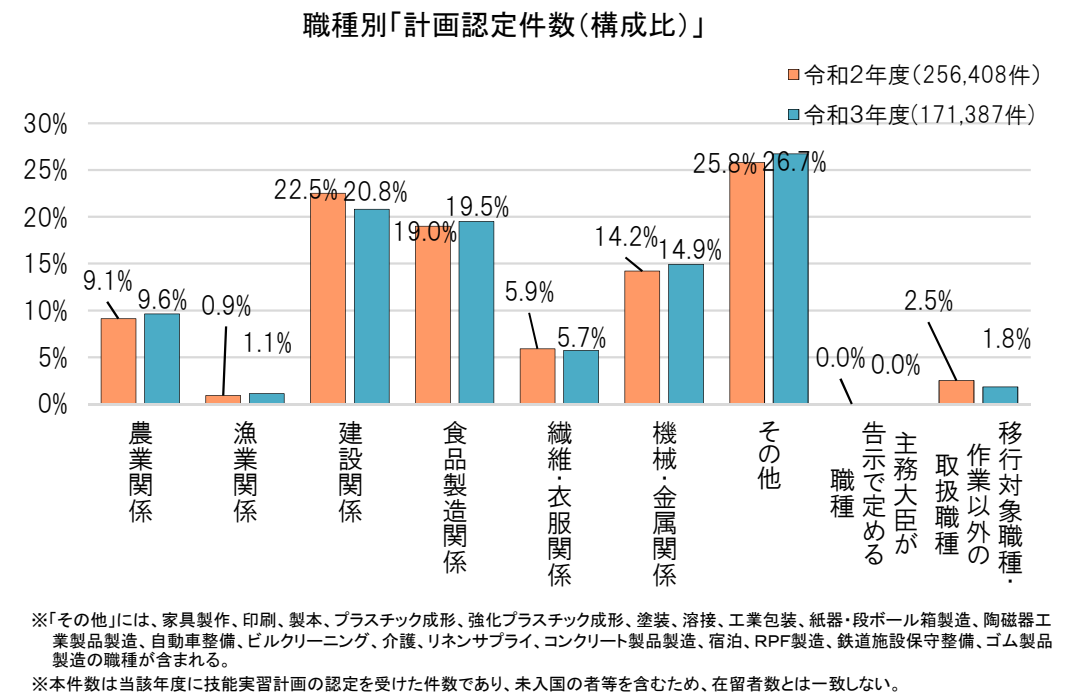
	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／ 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れOJTを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会）及び分野所管省庁
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

技能実習制度の現状

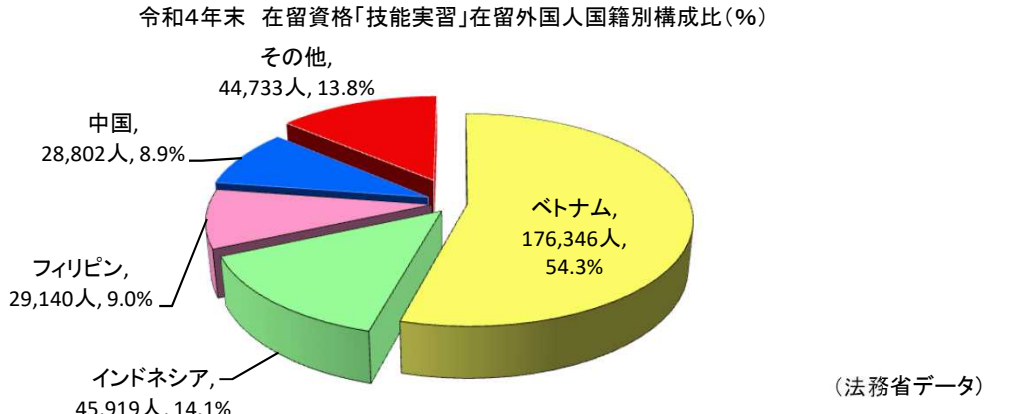
1 令和4年末の技能実習生の数は、324,940人



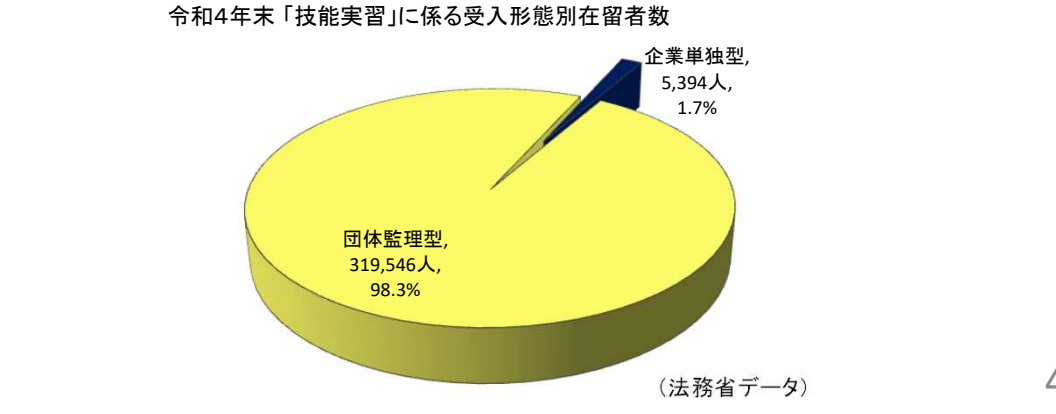
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



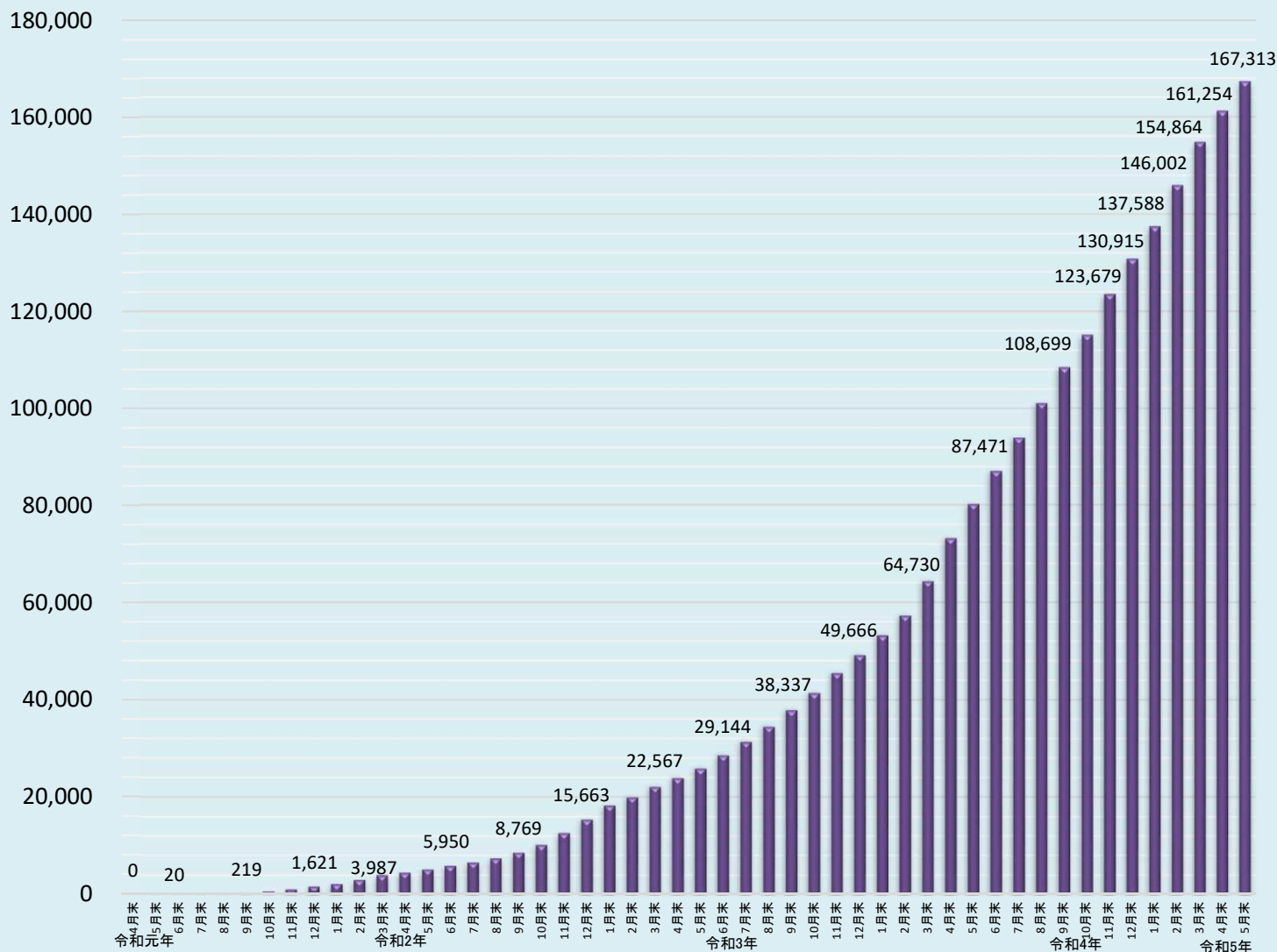
4 団体監理型の受入れが98.3%



特定技能在留外国人数(令和5年5月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数

167,313人



分野	人数
介護	21,152人
ビルクリーニング	2,653人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	34,735人
建設	17,404人
造船・船用工業	6,123人
自動車整備	2,183人
航空	323人
宿泊	265人
農業	20,274人
漁業	2,086人
飲食料品製造業	51,915人
外食業	8,200人

特定技能 2 号在留外国人数

分野	人数
建設	11人

特定技能在留外国人数（詳細）

特定技能在留外国人数(令和5年5月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 **167,324人** (※)「特定技能2号」で在留する者(11人)を含む。

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船・船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
在留数	21,152	2,653	34,735	17,415	6,123	2,183	323	265	20,274	2,086	51,915	8,200
構成比	12.6%	1.6%	20.8%	10.4%	3.7%	1.3%	0.2%	0.2%	12.1%	1.2%	31.0%	4.9%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	95,421	23,763	16,920	11,008	7,677	3,479	3,363	3,210	2,483
構成比	57.0%	14.2%	10.1%	6.6%	4.6%	2.1%	2.0%	1.9%	1.5%

分野・ルート別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船・船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	合計
試験 ルート (注2)	16,690 (78.9%)	879 (33.1%)	815 (2.3%)	616 (3.5%)	47 (0.8%)	330 (15.1%)	323 (100%)	252 (95.1%)	6,636 (32.7%)	161 (7.7%)	14,206 (27.4%)	7,880 (96.1%)	48,835 (29.2%)
技能 実習 ルート (注3)	4,462 (21.1%)	1,774 (66.9%)	33,920 (97.7%)	16,799 (96.5%)	6,076 (99.2%)	1,853 (84.9%)	0 (0%)	13 (4.9%)	13,638 (67.3%)	1,925 (92.3%)	37,709 (72.6%)	320 (3.9%)	118,489 (70.8%)

(注1)表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入
(注2)特定技能試験及び技能検定の合格者を含む。
(注3)介護福祉士養成施設修了者及びEPA介護福祉士候補者を含む。

就労可能な在留資格の外国人の家族帯同

〈日本の在留資格制度上の家族帯同について〉

	技能実習	特定技能 1 号	特定技能 2 号、技術・人文知識・国際業務など
専門的技術的分野における受入れ	×	○	○
滞在可能な期間の上限	○ (最長 5 年)	○ (最長 5 年)	—
家族帯同の可否 (「家族滞在」での在留)		×	○
家族の範囲		—	配偶者又は子

〈諸外国における非専門的・非技術的分野の家族帯同について〉

	韓国	台湾	シンガポール	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	フランス	ドイツ
非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度の例	雇用許可制 (①一般雇用許可制(E-9ビザ)、 ②特例雇用許可制(H-2ビザ))	客工 (Guest Workers) 制度	労働許可 (Work Permit)	①季節農業労働者 (H-2Aビザ) ②農業以外の一時的・季節労働者 (H-2Bビザ)	季節労働者 (Seasonal Worker) ビザ	太平洋オーストラリア労働力モビリティ (Pacific Australia Labor Mobility)	①臨時外国人労働者プログラム ②農業ストリーム ③在宅介護者 ④季節労働者プログラム	①季節労働者 ②有期雇用契約労働者、無期雇用契約労働者	①オペア ②季節労働者 ③家事使用人 ④西バルカンルール
制度概要	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業等の分野で、3年(1年10か月)の延長可、1か月以上の一時帰国を経た再入国を含めれば最長9年8か月)在留可	家庭・施設介護者、家庭サービス労働者、製造業務、建設業務、海洋漁業務、畜産業務の分野で最長12年(介護業は14年)在留可	建設業、製造業、海運業、石油化学産業、サービス産業、家事労働の分野で、最長14年～期間の定めなく在留可	農作業その他一時的、季節的、かつ国内労働者が不足している職業について、最長3年在留可	農業分野で最長6か月在留可	農業、園芸、宿泊、観光、接客業、食肉加工、漁業、介護の分野で、短期(最長9か月)又は長期(最長4年間)で在留可	①特定の分野に限定せず ②④農業、 ③介護分野で、 ①③最長2年、 ②④最長9か月在留可	特定の分野に限定せず、 ①6か月(※) ②1年間(更新可)在留可 ※労働許可証は3年間有効だが、12か月間のうち6か月を超えて仏に滞在できない	①簡単な家事や子どもの世話で最長1年在留可 ②農業等で最長6か月在留可 ③最長3年在留可 ④2023年までの限定的措置
家族帯同の可否	×	×	×	○(就労×、就学○)	×	短期労働者× 長期労働者○	①○ ②—(※) ③—(※) ④—(※)	①× ②○	①× ②× ③—(※) ④—(※)

家族帯同に関する意見の概要

(技能実習制度及び特定技能制度に関する有識者会議における関係者ヒアリング結果を基に作成)

- 家族帯同は、現状維持が望ましい。登録支援機関として、特定技能外国人本人の支援だけで手いっぱいであり、家族の管理まで行うことは難しい。(株式会社ONODERA USER RUN)
- 日本語能力等の一定の条件の下、家族帯同を認めてもいいのではないかという意見を耳にする。しかし、一定の条件の内容についてはしっかり検討する必要がある。(独立行政法人国際協力機構(JICA))
- 家族帯同を認めるか否かは国家の判断によるもので一概に適否を判断できない。国際労働法制上、条約を批准した国に家族帯同を認めることは求められないが、家族と一緒にいられることは、労働者にとって魅力であり、労働者が滞在期間が長くなる場合のメンタル面でもメリットがあるので、日本で働く価値を上げるものになるのではないか。(ILO駐日事務所ほか)
- 家族帯同を認めるべきか否かという点は、帯同家族が入国後に就労できるようになるのか、在留支援の面でどのように設計するのかによって変わってくる。特に20年後、30年後に問題が噴出しないように帯同家族がその後働いて自立できるようになるための道筋が重要である。(一般社団法人EDAS)
- 家族帯同は、10年経過後に認めるべき。全員ではなくても5年経過後に日本社会においてある程度の資力を持っており、税金等をしっかりと払っている場合には認めてもいいのではないか。(E SU HAI COMPANY LIMITEDほか)
- 日本語などのスキルを高めた上で、特に専門的・技術的分野とされる特定技能外国人には家族の帯同を認めるべき。ただ、日本語能力がN4レベルでは通訳人なしで日常生活を送ることや家族のフォローを行うことは困難であるため、例えば、N3又はN2相当に達した場合などに家族帯同を認める等の方式が妥当である。(NPO法人日越ともいき支援会ほか)
- 外国人本人が支援を受ける立場であることを理由に家族帯同を認めないといわれる。支援を受ける人にとっては、家族帯同の権利が認められない説明として納得できるものではない。(NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク)

企業単独型技能実習の受入れ事例

技能実習での受入れ							
企業単独型技能実習での受入れ					団体監理型での受入れ	特定技能での受入れ	
業種 常勤職員数 (注)	外国の派遣機関との関係性	実習実施者		主な受入れ 職種	企業単独型 技能実習生数 (注)	団体監理型 技能実習生数 (注)	特定技能 外国人数 (注)
		受入れ目的や背景等					
A社 建設業 約6,800人	取引会社	実習生が所属する外国の派遣機関に自社商品に使用する建築具材の製造を委託し、自社商品の製造工程の多くを当該機関の工場で行っているため、現地の製造部門の社員を招へいして日本の施工現場での業務従事を通じて情報の共有化や最新の木造建築技術を修得させる目的で技能実習を実施しているもの。		建築大工	約630人 1号：約160人 2号：約150人 3号：約320人	約330人 1号：約200人 2号：約30人 3号：約100人	約140人
B社 製造業 約4,600人	取引会社	実習生が所属する外国の派遣機関と技術支援協定を締結し、加工用機械の貸与や技術指導員の派遣等を行っているほか、当該機関からは自社製品の製造に必要な補助工具を調達している。これらに加え、製品の部品製作を当該機関で行う計画があるため、現地の作業員を日本工場に招へいして現地製造現場で必要となる技術・技能の修得を目的に技能実習を実施しているもの。		塗装、溶接	約350人 1号：約80人 2号：約20人 3号：約250人	—	約180人
C社 製造業 約4,000人	親会社	現地子会社に導入した機械の操作等に関し、現地作業員の技術力や品質管理能力等の向上のため、作業員を招へいして技能実習を実施しているもの。		工業包装、プラスチック成形	約320人 1号：約210人 2号：約100人 3号：約10人	—	—
D社 サービス業 約6,500人	親会社	現地において日本人管理職と社員との橋渡しができる人材の育成のため、現地法人の社員を招へいして技能実習を実施している。併せて、現地での指導環境の整備のための高度な技術修得を目指して技能実習を実施しているもの。		ビルクリーニング	約290人 1号：約250人 2号：約40人 3号：—	約90人 1号：— 2号：約90人 3号：—	約80人
E社 製造業 約71,000人	親会社	自社製品の3分の2を海外拠点で生産しており、海外における競争力強化を図る必要があるため、海外事業体のチームリーダー層を招へいして日本の製造現場のノウハウを現地へ伝える目的で技能実習を実施しているもの。		(自動車及び自動車部品の組立て) (移行対象外職種)	約250人 1号：約250人 2号：— 3号：—	約300人 1号：約300人 2号：— 3号：—	—

(注) 令和5年6月時点暫定値。なお、出入国在留管理庁において企業単独型技能実習生の受入れが多い実習実施者をサンプル抽出して計上したものである。

企業単独型技能実習における実習計画認定の取消し事例

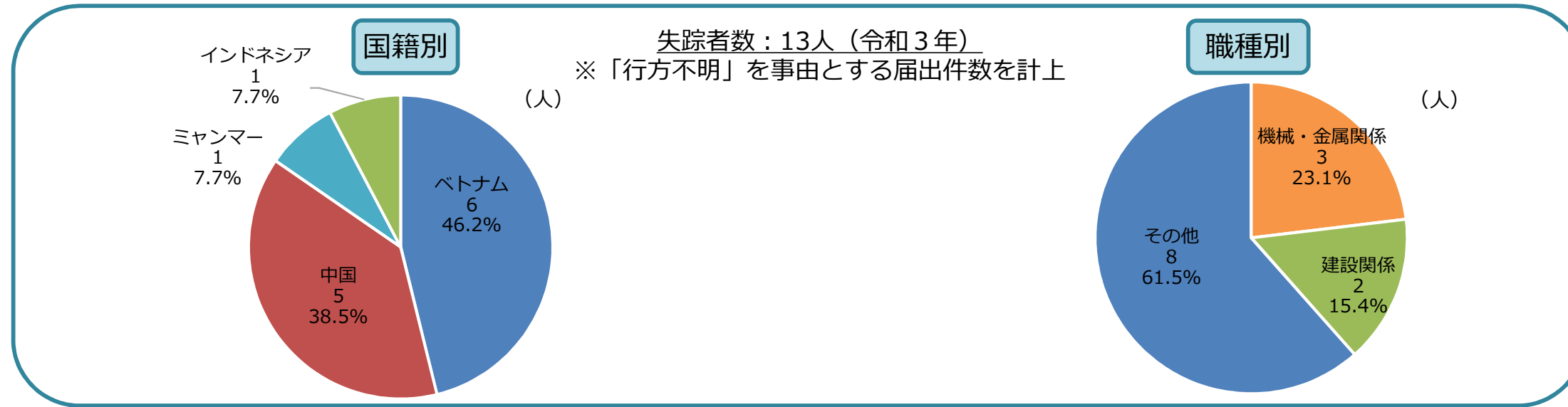
企業単独型実習実施者に関し、平成30年以降実習実施者5者について技能実習計画の認定取消しが行われている※。

※ 改善命令については事案無し

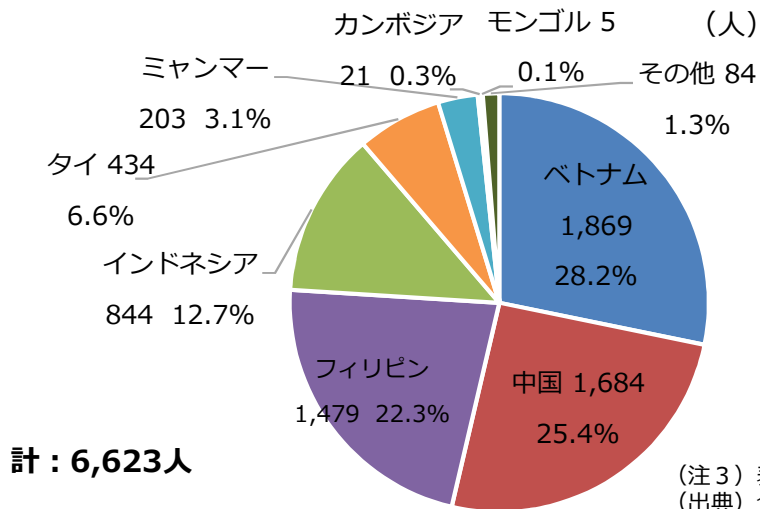
実習実施者	受入れ職種	取消し理由
F社	(電子部品製造) (移行対象外職種)	労使協定で定められた上限時間を超える時間外労働に従業員に行わせたことから、労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第8号）に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。
G社	溶接	労使協定で定められた上限時間を超える時間外労働に従業員に行わせたことから、労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。
H社	塗装	外国人技能実習機構が実施した実地検査において、機構職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の報告をしたことから技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。
I社	紙器・ ダンボール箱製造	労働災害が発生したが、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出して報告しなかったことから、労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。
J社	プラスチック成形及び 金属プレス加工	技能実習生が、実習実施者の外国にある事業所又は技能実習法施行規則第2条の外国の公私の機関の外国にある事業所から転勤、又は出向した常勤の職員ではないと認められることから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第2号（同法施行規則第10条第2項第3号二））に規定する認定の取消事由に該当するため。

技能実習生の失踪状況（企業単独型）

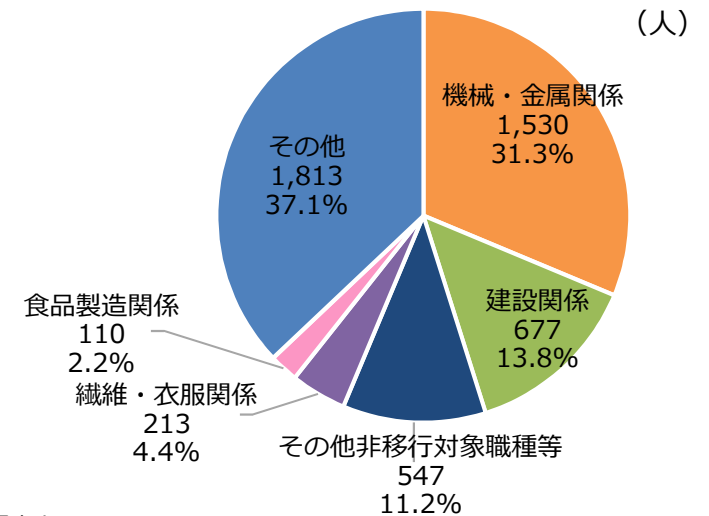
- 令和3年における企業単独型技能実習生の失踪者数は13人であり、企業単独型技能実習生数（注1）に占める割合は0.19%（団体監理型技能実習の1.8%の約9分の1）。
- 国籍別では、「ベトナム」、「中国」の両国で全体の84.7%を占める（団体監理型技能実習は79.1%）。
- 職種別では、「その他」が61.5%を占め、最も割合が高い（団体監理型技能実習は「建設関係」が53.6%）。



（注1）在留技能実習生数（令和2年末）に在留資格「技能実習」の新規上陸許可件数（令和3年）を加えたもの



（注2）職種別の在留技能実習生数（令和4年6月末、速報値）



（注3）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

（出典）企業単独型技能実習生数（注1）：出入国在留管理庁ホームページ

国籍別・職種別失踪者数（上段）、職種別の在留技能実習生数（注2）：出入国在留管理庁において業務上集計したもの

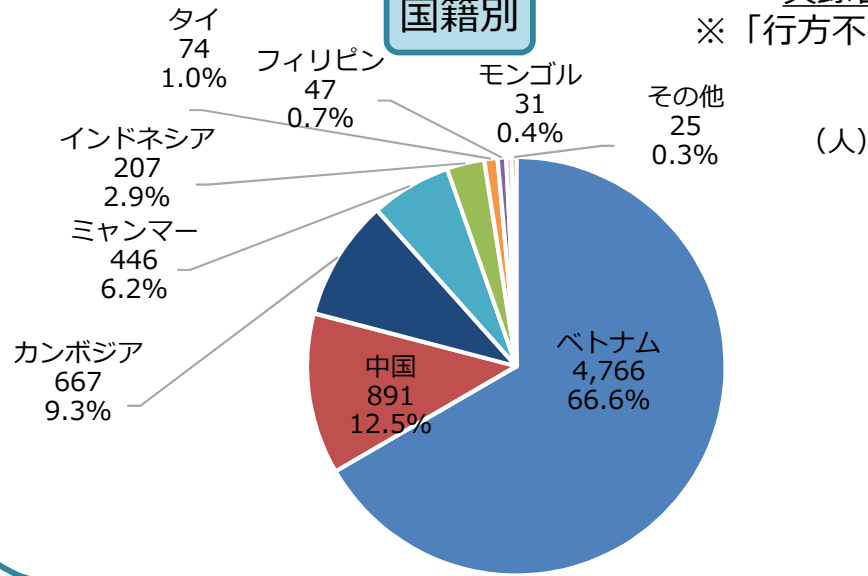
技能実習生の失踪状況（団体監理型）

- 令和3年における団体監理型技能実習生の失踪者数は7,154人であり、団体監理型技能実習生数（注1）に占める割合は1.8%
- 国籍別では、技能実習生数と比較して「フィリピン」の失踪者全体に占める割合が低く、「カンボジア」の割合が高い傾向にある。
- 職種別では、在留技能実習生数（注2）と比較して「食品製造関係」の失踪者全体に占める割合が低く、「建設関係」の割合が高い傾向にある。

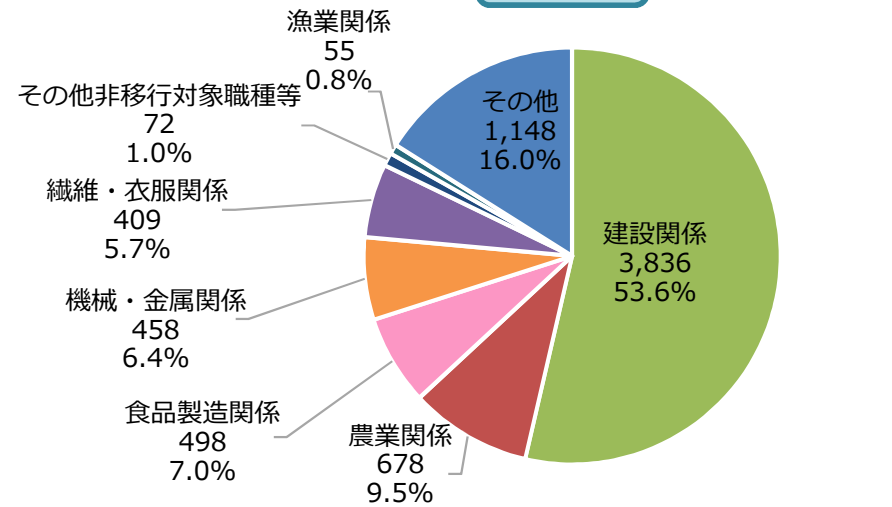
失踪者数：7,154人（令和3年）

※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

国籍別

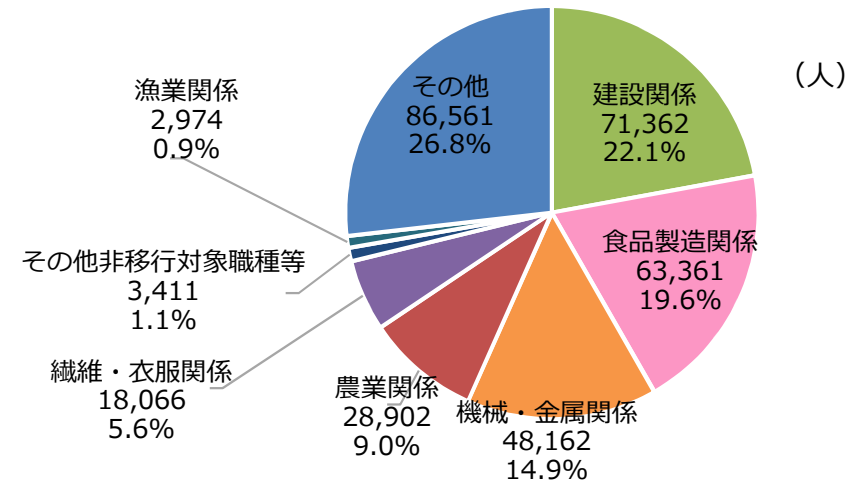
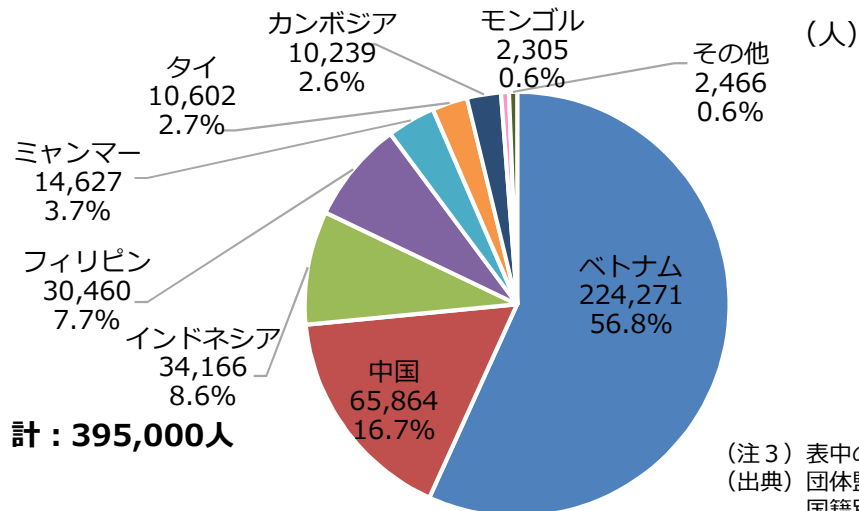


職種別



（注1）在留技能実習生数（令和2年末）に在留資格「技能実習」の新規上陸許可件数（令和3年）を加えたもの

（注2）職種別の在留技能実習生数（令和4年6月末、速報値）



（注3）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

（出典）団体監理型技能実習生数（注1）：出入国在留管理庁ホームページ

国籍別・職種別失踪者数（上段）、職種別の在留技能実習生数（注2）：出入国在留管理庁において業務上集計したもの

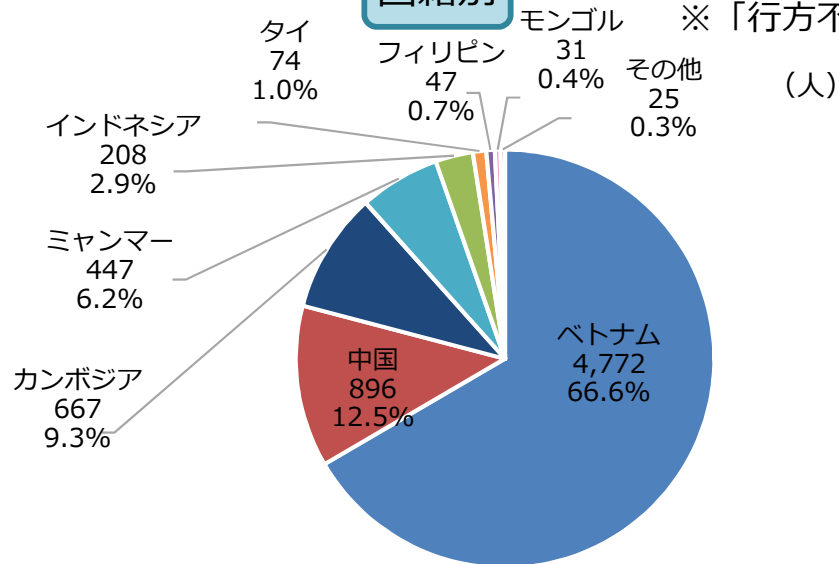
技能実習生の失踪状況（全体）

- 令和3年における技能実習生の失踪者数は7,167人であり、技能実習生数（注1）に占める割合は1.8%
- 国籍別では、技能実習生数と比較して「フィリピン」の失踪者全体に占める割合が低く、「カンボジア」の割合が高い傾向にある。
- 職種別では、在留技能実習生数（注2）と比較して「食品製造関係」の失踪者全体に占める割合が低く、「建設関係」の割合が高い傾向にある。

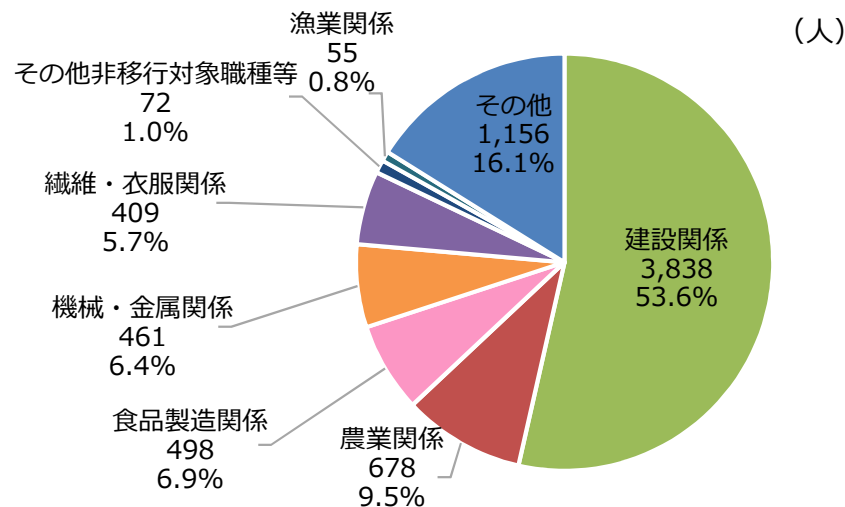
失踪者数：7,167人（令和3年）

※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

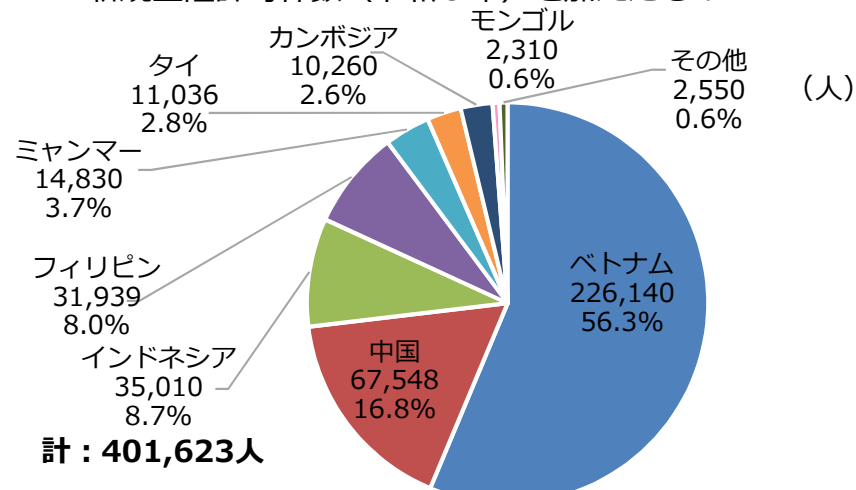
国籍別



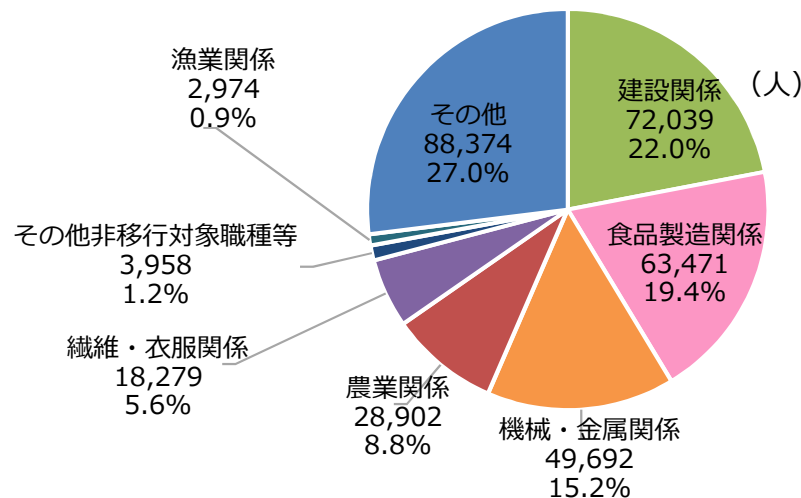
職種別



（注1）在留技能実習生数（令和2年末）に在留資格「技能実習」の新規上陸許可件数（令和3年）を加えたもの



（注2）職種別の在留技能実習生数（令和4年6月末、速報値）



（注3）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入